



就学援助制度って？

学校教育法などにもとづいて、小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。子どもたちの安心で楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか。



令和8年度よりオンライン申請が可能となりました。
マイナンバーカードは不要です。

【申請用URLはこちら↓】

<https://logoform.jp/f/sN6td>

申請用2次元コード→



糸満市教育委員会学校教育課(糸満市役所5F)の窓口または学校の事務室でも申請できます。

1. 援助対象の方

糸満市に住所を有し、公立の小中学校へ通学している児童・生徒の保護者、または区域外就学で糸満市立の小中学校に通学している児童生徒の保護者で下記のいずれかに該当する方。

- ①現在、生活保護を受給中の世帯
- ②生活保護が停止、又は廃止になった世帯
- ③生活保護世帯に準ずる程度の生活困窮世帯
- ④激甚災害の被災者で、生活が困窮していると認められる世帯

※前年度就学援助をうけていたかたでも、引き続き援助を希望する場合は申請が必要です。

※新入学用品費(入学準備金)の入学前支給を受給した方についても、引き続き援助を希望する場合は申請が必要です。

【参考】令和7年度の目安基準額 ※18歳以上の世帯員全員の収入額が対象となります。
※令和8年度から基準額が変更となります。世帯の総収入額をご確認ください。

世帯	家族構成	総収入額
2人	親1人・小学生1人の場合	約194万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	約250万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	約300万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳児の場合	約324万円



※上記の総収入額はおよその目安としてください。家族構成や、家族の年齢等により収入額に変動がありますので、ご注意ください。

※家族構成には、別世帯であっても同居人であれば算定に含めます。

2. 締切日・結果通知

※当初申請の期間内に申請された方のみ、4月に遡って援助いたします。

申請月	申請期限	申請結果の通知
当初申請	令和8年4月6日(月)～5月29日(金)※窓口申請の場合 ～5月31日(日)※オンライン申請の場合	7月～8月
追加申請 (6月以降)	毎月末日〆切 最終締切日(予定):令和8年12月18日(金) ※窓口申請、オンライン申請同様 ※生活保護開始となった方は令和9年3月末日まで	申請月の翌月

申請は
お早めに!



※審査結果(認定・認定不可)については、在籍している小中学校より文書でお知らせします。

前年度就学援助をうけていた方でも、援助を希望される方は毎年申請が必要です。

3. 申請に必要な書類

(内容の確認や各種証明書の追加書類の提出をお願いする場合があります。)

- ①就学援助申請書(兼同意書・委任状)
- ②保護者名義の預金通帳の写し、又はキャッシュカードの写し
- ③家賃証明書の写し(賃貸住宅に住んでいる方のみ。領収書、賃貸契約書、家賃引落口座通帳等の写し)
- ④令和8年度課税証明書 ※他市町村から令和8年1月2日以降に転入した方のみ
(課税額、収入、所得、控除等すべての項目が記載されている証明書)

！注意事項！

令和8年度の確定申告(税申告)を行っていない場合、審査不可となるため認定できません。配偶者の扶養に入り、申告を行っていない場合や、18歳以上の学生で未申告の場合も審査ができません。
申請前に、同居されている18歳以上の方全員が申告されているか確認してください。
※同居所で世帯分離している場合でも収入を確認します。

4. 申請の流れ



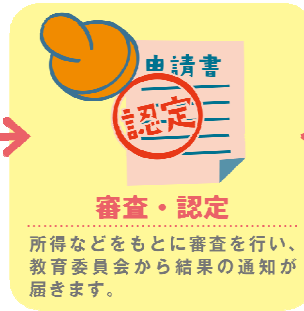
お知らせ配布

教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。



申請手続き

・オンライン申請
・就学援助申請書用紙を学校または教育委員会に提出します。



審査・認定

所得などをもとに審査を行い、教育委員会から結果の通知が届きます。



就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が支給されます。*援助の内容によって異なります。

5. 援助の内容

途中認定者(当初申請の期間外で申請された方)は、支給できる費目や支給額がかわります。

- ・生活保護の方は、修学旅行費のみ対象。
- ・糸満市立学校以外の学校へ通学している場合、給食費は対象外。

給食費	新入学用品費	学用品費	修学旅行費
令和8年度については保護者納付はありません。	新小1: 40,600円 新中1: 47,400円	前期/後期 小学校: 5,000円/5,000円 中学校: 9,000円/9,000円	小学校: 10,000円 中学校: 50,000円

- ・就学援助金は校納金をすべて援助することはできないため、校納金は確実に納めるようにしてください。
- ・入学前に新入学用品費(入学準備金)の支給を受けている場合は、新入学用品費の支給はありません。

詳細は、右記まで
お問い合わせください。

糸満市教育委員会 学校教育課 学務係

電話 098-840-8165

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地(糸満市役所庁舎 5階)